

# 山形県地方卸売市場の認定等に係る事務手続要領

令和3年2月作成

## 1 趣旨

この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号。以下「省令」という。）に基づく、山形県の地方卸売市場の認定等に関し必要な事務手続等を定めるもの。

## 2 申請・届出・報告が必要な事項及び提出書類等

### (1) 開設者が県知事に対して行うもの

#### ① 地方卸売市場の認定申請（法第13条、省令第17条）

手続番号・内容	提出書類	提出時期
1 地方卸売市場の認定を申請する	ア)認定申請書（別記様式第1号） イ)業務規程 等 ※別添「地方卸売市場認定申請書類チェックリスト」参照	認定を受けようとする日まで*

#### ② 認定事項又は業務規程の変更認定申請（法第6条、省令第25条）

手続番号・内容	提出書類	提出時期
認定申請書（別記様式第1号）の次の事項を変更する	ア)変更認定申請書（別記様式第3号）	変更しようとする日まで*
2 開設者を変更する場合	イ)変更後の認定申請書（別記様式第1号）	
3 卸売市場の位置を変更する場合	ウ)認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類	
4 市場の全ての施設の面積が10%超増減する場合	エ)業務規程の変更を伴う場合は、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書類*	
5 取扱品目を変更する場合（追加、変更、削除等）	※総会や取締役会等の議事録等	
6 開設者の組織の人員が10%以上減少する場合		
7 卸売業者を変更する場合		
8 取扱品目において卸売業者が存在しなくなる場合		
業務規程の次の事項を変更する		
9 卸売市場法第13条第5項第3号（イ 差別的取扱いの禁止、ロ 卸売の数量・価格等の公表、ハ 取引参加者への指導等）の事項を変更する場合		

<b>10</b> 卸売市場法第 13 条第 5 項第 4 号 (イ 売買取引の方法の公表、ロ 支払期日、支払方法等の公表) の事項を変更する場合		
<b>11</b> 法で規定する事項以外に定めている遵守事項 (その他の取引ルール) を変更する場合		

③ 認定事項又は業務規程の変更届出 (法第 6 条、省令第 27 条)

<b>手続番号・内容</b>	<b>提出書類</b>	<b>提出時期</b>
<b>認定事項又は業務規程の変更を届け出る</b> <届出が必要な場合>	ア) 認定事項の軽微な変更に係る届出書 (別記様式第 4 号) イ) 変更後の認定申請書 (別記様式第 1 号) ウ) 認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類 エ) 業務規程の変更を伴う場合は、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書類	変更の日の 7 日後まで ※提出書類のウ、エ)の提出が必要になる場合は、当該書類の発行日又は施行日より 7 日後まで
<b>12</b> 開設者の名称、住所、代表者の氏名の変更		
<b>13</b> 卸売市場の名称の変更		

※ ただし、以下の場合は、事業年度経過後 4 か月以内に県知事に対して提出する運営状況報告書に記載して報告することにより、変更の届出書の提出に代えることが可能です。(法第 6 条、12 条、省令第 27 条)

<運営状況報告書への記載で届出書の提出に代えることができる場合>

<b>手続番号・内容</b>	<b>提出書類</b>	<b>提出時期</b>
<b>認定申請書 (別記様式第 1 号) の次の事項を変更する</b>	ア) 運営状況報告書 (認定事項の軽微な変更の状況の欄に記載) (別記様式第 7 号) イ) 変更後の認定申請書 (別記様式第 1 号) ウ) 認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類 エ) 業務規程の変更を伴う場合は、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書類	年度経過後 4 か月以内
<b>14</b> 施設の変更であって市場の全ての施設の面積の 10%以内の増減		
<b>15</b> 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更		
<b>16</b> 業務の運営体制に関する事項 (開設者の組織の人員が 10%以上減少する場合を除く*) の変更 ※10%以上減少する場合は、1 頁② 手続番号 6 の変更認定申請が必要		
<b>17</b> 業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更		
<b>18</b> 市場の卸売業者に関する事項 (名		

<p>称、代表者名、取扱品目等) の変更 (ただし、卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなる場合を除く※)</p> <p>※卸売業者を変更等する場合は、 1 頁② 手続番号 7、8 の変更認定申請が必要</p> <p><b>19</b> 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項の変更</p> <p><b>業務規程の次の事項を変更する</b></p> <p><b>20</b> 業務規程の変更 (業務の方法又は遵守すべき事項の変更を内容とする場合を除く※)</p> <p>※業務の方法等を変更する場合は、 1 頁② 手続番号 10、11 の変更認定申請が必要</p>		
--	--	--

④ 業務の休止・廃止の届出 (法第 7 条、省令第 28 条)

手続番号・内容	提出書類	提出時期
<p><b>21</b> 地方卸売市場の業務の全部又は一部を休止、又は廃止を届け出る</p>	<p>ア) 業務の休止又は廃止に係る届出書 (別記様式第 5 号)</p> <p>イ) 掲示やインターネット等で、休止又は廃止の予定が公表されていることを証する書類 (場内掲示を映した写真等)</p>	<p>休止又は廃止の日の 30 日前まで</p>

⑤ 運営状況報告書の届出 (法第 12 条、省令第 30 条)

手続番号・内容	提出書類	提出時期
<p><b>22</b> 運営状況報告書を<u>県知事に提出</u>する</p> <p>※認定事項及び業務規程の軽微な変更を報告する場合は、2 頁③ 手続番号 14～20 参照</p>	<p>ア) 運営状況報告書 (別記様式第 7 号)</p> <p>イ) 卸売業者の事業報告書※ (別記様式第 2 号)</p> <p>※貸借対照表、損益計算書を添付</p>	<p>事業年度経過後 4 か月以内</p>

⑥ 中央卸売市場の認定申請の届出（法第8条、省令第29条）

手続番号・内容	提出書類	提出時期
23 中央卸売市場の認定を受けることを届け出る	ア) 中央卸売市場の認定申請に係る届出書（別記様式第6号）	農林水産大臣への申請後速やかに

(2) 卸売業者が開設者に対して行うもの

○ 事業報告書の提出（法第13条、省令第21条）

手続番号・内容	提出書類	提出時期
24 事業報告書を <u>開設者に提出</u> する	ア) 事業報告書※（別記様式第2号） ※貸借対照表、損益計算書を添付	事業年度経過後90日以内

(3) 留意事項

認定申請及び変更認定申請の審査には20日程度要します。時間に余裕をもって申請してください。

(4) 申請・届出・報告の方法

①提出方法

- 必要な書類一式を、持参又は郵送により、所在地を管轄する総合支庁卸売市場担当部署（下記受付窓口）まで提出すること。

②受付時間

- 閉庁日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

③受付窓口

窓 口	住 所	電話番号
村山総合支庁 産業経済部農業振興課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8383
最上総合支庁 産業経済部農業振興課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1315
置賜総合支庁 産業経済部農業振興課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6051
庄内総合支庁 産業経済部農業振興課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5521

④卸売市場制度及び当該事務手続要領に関するお問い合わせ窓口

山形県農林水産部6次産業推進課農産物流通販売推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号：023-630-2221

### 3 公表事項等

#### (1) 開設者が行う公表事項（法第13条、省令第18条）

事項	内容	留意点
売買取引の結果等	○日ごとの主要な品目の卸売 予定数量	・開設者が定める時まで に公表(毎日の卸売 販売開始前まで)
	○日ごとの主要な品目の卸売 の数量及び価格	・開設者が定める時まで に公表(毎日の卸売 終了後)
売買取引の方法	○品目ごとのせり売又は入札 の方法、相対による取引の方 法、その他の売買取引の方法	・実際の取引方法や 業務規程に則してい ること
決済の方法	○支払期日、支払方法その他の 決済の方法	・実際の決済方法や 業務規程に則してい ること
その他の取引ルール (商物分離、第三者販売、直荷引 き、自己買受け、受託拒否の禁 止等)	○各市場で定めた遵守事項 及び遵守事項が定められた 理由	・業務規程で定めてい る場合のみ公表

#### (2) 卸売業者が行う公表事項（法第13条、省令第20条～22条）

事項	内容
売買取引の条件	○営業日及び営業時間
	○取扱品目
	○生鮮食料品等の引渡しの方法 ※「出荷者が市場へ持ち込み」、「出荷者と卸売業者の協議に よる」等を記載
	○委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、 内容及びその額
	○販売代金の支払期日及び支払方法(業務規程に定められた 決済の方法に則したものに限る。)
	○奨励金等がある場合は、その種類、内容及び額(交付基 準を含む)

売買取引の結果等	○日ごとの主要な品目の卸売予定数量 ※開設者が定める時までに公表（毎日の卸売販売開始前まで）
	○日ごとの主要な品目の卸売の数量及び価格 ※開設者が定める時までに公表（毎日の卸売終了後）
	○前月の委託手数料の種類ごとの受領額
	○奨励金等がある場合は、前月の奨励金等の種類ごとの 交付額 ※売買取引の条件として定めていなければ公表不要
事業報告書	○貸借対照表、損益計算書の閲覧の申出があった場合は、 正当な理由がある場合（省令第 21 条第 4 項）を除き、 閲覧させること

### （3）公表に関する留意事項

- 公表は、可能な限りホームページで行うものとし、ホームページにより難しい場合は、その他の適切な方法（場内掲示等）で行うこと。なお、卸売業者の事業報告書は、事務所における備置き等の方法により閲覧させること。
- 開設者及び卸売業者が公表する事項（売買取引の結果等）に関して、開設者と卸売業者が同一又は卸売業者が1社のみの場合は、開設者と卸売業者の連名による公表でも差し支えない。

## 4 地方卸売市場の運営等について

- 開設者は、法、省令及び卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）に則り、公正かつ安定的に業務を運営すること。
- 開設者は、取引参加者に対し、業務規程に定められている遵守事項を遵守させるため、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとること。
- 開設者は、知事の求めに応じ、開設者の業務又は財産に関する報告や資料の提出、立入検査等に協力すること。